

入札説明書

特別研修用パソコン等一式の借入

<p>入札説明書一式</p> <ol style="list-style-type: none">1. 入札説明書2. 適合規格承認申請書記載例【見積書記載例】3. 納入（供給）証明書記載例4. 保守体制整備証明書記載例5. 契約履行実績証明書記載例6. 入札書記載例7. 入札書封緘例8. 委任状記載例9. 見積書記載例10. 一般競争入札辞退届記載例11. 契約書（案）12. 仕様書	<p>添付様式一式（入札説明書綴じ込みではない）</p> <ol style="list-style-type: none">1. 適合規格承認申請書（様式1）【見積書】2. 納入（供給）証明書（様式2）3. 保守体制整備証明書（様式3）4. 契約履行実績証明書（様式4）5. 入札書（様式A）6. 委任状（様式B）7. 見積書（様式C）8. 一般競争入札辞退届（様式D）
---	---

令和元年 11 月

奈良県自治研修所

入札説明書

奈良県が調達する物件に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該入札説明書等に疑義のある場合は、下記9の（1）に掲げる者の説明を求めることができます。

1. 公告日

令和元年11月27日（水）

2. 競争入札に付する調達の内容

(1) 入札物件名

特別研修用パソコン等一式の借入

(2) 入札物件の数量

ノート型パソコン一式 2台

プリンタ 1台

(3) 契約期間

令和2年3月1日から令和7年2月28日まで

(4) 納入場所

奈良市大安寺1丁目23-2 奈良県自治研修所

(5) その他

詳細については、別紙「特別研修用パソコン等一式の借入に係る仕様書」のとおりとします。

契約条件については、別紙「特別研修用パソコン等一式の賃貸借契約書（案）」を参考にしてください。

3. 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）から（5）までに該当する者が、この入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加有資格者で、営業種目「01」の「賃貸業務」に登録している者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に問い合わせてください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）

電話 0742-27-8908（ダイヤルイン）

(3) 一般競争入札参加確認申請書の提出期限の最終日から入札日までの期間において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

(4) 本調達で示した調達物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績がある者であること。

(5) 本調達で示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得る者であって、かつ、当該借入物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されている者であること。

4. 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、以下に定める書類（以下「入札参加資格申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 適合規格承認申請書（様式1）及び定価見積書

別紙「特別研修用パソコン等一式の借入に係る仕様書」に基づく調達物件としての適合の承認を「適合規格承認申請書」により受けなければなりません。記載については、別紙「適合規格承認申請書記載例」のとおりです。

イ 納入（供給）証明書（様式2）

上記アで示す適合規格承認申請を行った物品等を、確実に納入できる販売業者の「納入（供給）証明書」を提出してください。記載については、別紙「納入（供給）証明書記載例」のとおりです。

ウ 保守体制整備証明書（様式3）

保守期間中の保守体制が整備されていることを確認する書類として、「保守体制整備証明書」を提出してください。記載については別紙「保守体制整備証明書記載例」のとおりです。

エ 契約履行実績証明書（様式4）

別紙「特別研修用パソコン等一式の借入に係る仕様書」と同等と認められる契約を、過去2年間に国又は地方公共団体と数回以上にわたって締結し、誠実に実行したことを証明する書類として「契約履行実績証明書」を提出してください。履行実績の証明については、「契約履行実績証明書」及び契約書の写し（契約相手方による実績を証する書類でも可）の提出が必要です。記載については、別紙「契約履行実績証明書記載例」のとおりです。（※証明いただいた実績が後述の15に該当する場合は、契約保証金を免除します。）

<提出期限及び場所等>

提出期限 令和元年12月11日（水） 午後5時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

場 所 〒630-8133 奈良市大安寺1丁目23-2
奈良県自治研修所
TEL 0742-63-5551

調整期日 令和元年12月13日（金） 午後3時まで
（提出期限までに必要書類を提出し、確認事項等がある場合は、調整期日までに再提出してください。）

<提出方法及び部数>

方 法 持参又は郵送

郵送による場合は書留郵便とし、上記の提出期限までに必着のこと。また、封筒に「特別研修用パソコン等一式の借入に係る入札参加資格申請書類在中」と朱書きしてください。

部 数 各1部

<その他>

作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。

提出された申請書等は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

提出された申請書等は返却しません。

5. 入札参加資格審査結果の通知

(1) 入札参加資格申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては入札参加資格がない旨及びその理由を、令和元年12月16日（月）午後5時までにFAXにより通知するとともに書面を郵送します。

- (2) 入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、受理した日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）以内に書面を上記4の書類の提出場所に持参して説明を求めることができます。

6. 本説明書及び仕様書に関する質問

- (1) 仕様に関わる質問等については、次に示す連絡先にFAXで行ってください。質問受付期間は、令和元年12月4日（水）午後3時までとします。なお、FAX送信後は、必ず電話連絡をして到着を確認してください。電話連絡がなかったために当方が受領を確認できなかった場合は、当方は一切の責任を負えません。

回答については、令和元年12月9日（月）午後5時までを目途に、FAXで回答します。また、奈良県自治研修所ホームページ上にも掲載します。

連絡先

FAX 0742-63-5552

- (2) 入札手続きに関する質問（証明書記載方法・日程確認等）については、電話でも受け付けます。

7. 入札方法

- (1) 入札は、リース期間中の1か月あたりの借入金額（借入物品の運搬費・搬入費等これらに付随する作業に要する経費、操作等の説明又は教育に要する経費、技術サポート及び保守に要する経費並びに動産総合保険の加入に要する経費、配線接続費・調整費等の諸経費を含みます。）で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札者は、リース会社とし、所定の入札書（様式A）を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。記載については、別紙入札書記載例及び入札書封緘例のとおりです。入札書は再度（2回目）の入札を行う場合がありますので、2枚用意してください。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、委任状（様式B）を入札と同時に提出してください。記載については、別紙委任状記載例のとおりです。なお、この場合の入札書には、入札者の住所氏名欄に入札者本人の住所氏名を記載し、その下に代理人と表示して代理人の氏名を記載のうえ、委任状で申請した代理人印を押印してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (5) 再度（2回目）の入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約の手続きに入ることがあります。その際、見積書（様式C）が必要となりますので、別紙見積書記載例のとおり作成のうえ、1部用意してください。
- (6) 開札は、入札終了後直ちに行います。その際、入札者本人又はその代理人を立ち合わせて行うものとします。この場合において、入札者本人又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。
- (7) 入札の際には、入札参加資格確認通知書（又はその写し）を持参してください。郵便により入札を行う場合は、確認通知書の写しを入札書に同封してください。

8. 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

9. 入札書の提出場所等

- (1) 郵送時の入札書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部署等の名称及び問い合わせ先

〒630-8133 奈良市大安寺1丁目23-2
奈良県自治研修所
TEL 0742-63-5551

- (2) 入札説明会
実施しません。
- (3) 入開札の日時及び場所
令和元年12月25日(水) 午後1時
奈良県自治研修所 2階 演習室3
- (4) 郵便による入札
 - ア 入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「特別研修用パソコン等一式の借入に係る入札書」と朱書きして、令和元年12月23日(月)までに到着するようにしてください。
 - イ 予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度(2回目)の入札を行う場合がありますので、入札書は、初度(1回目)入札に係る入札書と、再度(2回目)入札に係る入札書の郵便を認めるものとします。その場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書(又は再度入札辞退を含む。)を別々に封緘し、封書の表面に「特別研修用パソコン等一式の借入に係る入札書(初度入札)」又は「特別研修用パソコン等一式の借入に係る入札書(再度入札)」(又は「再度入札辞退」と各々朱書きして、入開札日の前日までに到着するようにしてください。
 - ウ 再度入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。
 - エ 封緘された入札書が、初度又は再度の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不用となった場合は返送します。

10. 入札保証金 免除します。

11. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この入札説明書で示した競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 奈良県契約規則第7条に該当する入札
詳細については、次のアからオに掲げるとおりです。
 - ア 知事の定める入札条件に違反した入札
 - イ 入札書に記名押印(代理人による入札の場合、代理人の記名押印)を欠く入札
 - ウ 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - エ 同一入札者がなした2以上の入札
 - オ 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (3) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (4) その他、入札に関する条件に違反した入札

12. 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。
ただし、9の(4)に該当する場合は、入札執行事務に関係ない職員を立ち合わせてこれを行う場合があります。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度(2回目)の入札を行う場合があります。なお、再度入札を辞退する場合は、一般競争入札辞退届(様式D)を提出してください。記載については、別紙一般競争入札辞退届記載例のとおりです。

- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (4) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行できるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。
- (5) 再度（2回目）の入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と随意契約を行う場合があります。

13. 契約書作成の要否等

- (1) 落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については、落札者による負担とします。
- (2) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。
- (3) この契約は、長期継続契約として締結するもので、契約書に「予算の減額又は削除に係る契約解除等」の条項が入ります。
- (4) 落札者は、契約締結時に金額内訳明細書の作成を要します。

14. 手続きにおける交渉の有無

有（4で示す入札参加資格申請の手続きが必要です。）

15. 契約保証金

契約の相手方は、1か月当たりの借入金額に借入期間を乗じて得た金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書の規定に該当する場合は免除します。

16. 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者とその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

17. 契約の解除

契約締結後、契約者について16の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき、又はこの契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも

かかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、16の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

18. 注意事項

(1) この借入物品の発注及び請求書の提出先は次のとおりです。

〒630-8133 奈良市大安寺1丁目23-2

奈良県自治研修所

担当：研修課研修係

TEL 0742-63-5551

(2) この借入物品の請求については、物品の検査・収納確認終了後、物品の使用月の翌月以降に請求書を提出するものとし、県がその支払いの請求を受けたときは、その日から30日以内に該当代金を契約者に支払うものとします。

(3) 契約業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。

(4) 履行に際しては、担当者と十分打ち合わせのうえ、指示に従ってください。

(5) 設置、設定及び配線等を行った機器等が完全に作動することを確認のうえ、引き渡してください。

(6) 借入物品納入設置後の検査・収納については必要要員を確保したうえで、検査等の立会、操作方法等の説明を要します。

(7) 契約終了後の機器（設置・設定に伴う材料は除く。）については、すべて契約者に返還するものとします。したがって、固定資産税や廃棄物処分料（運搬料）等は契約者の負担とします。

(8) 契約者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとします。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りではありません。

(9) 事情により入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。